

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。令和4年4月1日一部改正）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和4年4月1日付3文科初第2692号通知）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給付金 奨学のための給付金をいう。
- 二 法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- 三 国交付要綱 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。令和4年4月1日一部改正）をいう。
- 四 国通知 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和4年4月1日付3文科初第2692号通知）をいう。
- 五 県規則 群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）をいう。
- 六 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部及び私立の学校を除く。）をいう。
- 七 高校生等 前号に規定する高等学校等の生徒等（法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者（以下「学び直し支援金対象者」という。））をいう。
- 八 保護者等 前号に規定する高校生等の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）のうち群馬県内に住所を有する者をいう。
- 九 申請者 前号に規定する保護者等のうち給付金の給付を受けようとする者をいう。

(目的)

第3条 この給付金は、保護者等に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付額)

第4条 給付額は、別記1（1）に定める給付対象世帯の区分に応じ、次に定める額とする。

(1) 生活保護受給世帯

高校生等一人当たり 年額 32,300 円

(2) 非課税世帯（前号に該当する場合を除く。）

ア 高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程並びに専修学校の高等課程及び一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の高校生等一人当たり 年額 114,100 円

イ 通信制の高校生等一人当たり 年額 50,500 円

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、二人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の、通信制以外の高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 143,700 円

（注）通信制の高等学校等又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て（２）イの単価を用い、通信制以外の高等学校等に通う高校生等は、全て（２）ウの単価を用いる。

（３）家計急変による非課税相当世帯（第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）

第 2 号の単価を用いる。

ただし、7 月 2 日以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1 か月未満は切り捨て）に応じて算定した額を給付する。

なお、給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

（給付の回数）

第 5 条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数上限とする。ただし、学び直し支援金対象者については、この回数に加えて 1 回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で 2 回まで）給付を受けることができる。

（１）全日制の高校生等一人につき年 1 回、通算 3 回

（２）定時制及び通信制の高校生等一人につき年 1 回、通算 4 回

（県内高校生等の保護者等の給付申請）

第 6 条 県内の高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等のうち、給付金の給付を受けようとする者（以下「県内校申請者」という。）は、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書」（別紙様式第 1 号）及び別記 2 に定める証明書類等（以下「申請書等」という。）を群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 県内校申請者は、当該高校生等が在学する高等学校等の校長（以下「校長」という。）が定める日までに、校長を経由して申請書等を提出するものとする。

3 校長は、申請書等を受け付けたときは、「受給資格認定申請者等一覧」（別紙様式第 2 号）に申請の状況を記載し、申請書等とともに毎年度 9 月末日まで（7 月 2 日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯の県内校申請者については、毎年度 1 月末日まで）に教育長に提出しなければならない。

ただし、教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日までに提出するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、法第 3 条第 1 項に規定する者（同条第 2 項各号のいずれかに該当する者を除く。）に係る受給資格認定において、既に教育長に提出した証明書類等については、提出を省略できるものとする。

5 秋入学等7月以降に入学することが定められている高等学校等に、7月以降に入学した高校生等のいる県内校申請者は、教育長が別に定める日までに申請書等を提出するものとする。

(県外高校生等の保護者等の給付申請)

第7条 県外の高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等のうち給付金の給付を受けようとする者(以下「県外校申請者」という。)は、前条第1項に定める申請書等に、当該高校生等が在学する校長が発行する「在学証明書」を、9月末日までに郵送等により直接教育長に提出しなければならない。

2 前条第3項ただし書き及び第5項の規定は、県外校申請者の給付申請について準用する。

(給付資格の認定及び給付額の決定)

第8条 教育長は、第6条及び第7条の申請書等に基づき、別記1(3)により、給付金の給付資格の有無を認定するとともに、給付額を決定する。

2 教育長は、給付資格の認定及び給付額の決定結果について、申請者に対しては別紙様式第3号の給付決定通知書又は別紙様式第4号の不給付決定通知書により、第6条第2項の規定により申請書等を経由した校長に対してはその結果を書面により通知する。

(給付の方法等)

第9条 教育長は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対し、原則として教育長が定める期日に給付金を給付する。

2 前項の規定による給付は、金融機関預貯金口座(以下「口座」という。)への振り込みの方法による。

3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、認定者から、校長への委任状が提出された場合には、校長が給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できることとする。

(不正利得の返納)

第10条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、給付金の給付資格の認定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、その旨を当該認定者に書面により通知する。

(1) 不正、虚偽、その他不適当な申請を行った場合

(2) その他給付することが適当でないと教育長が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第11条 教育長及び校長は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

(令和2年度における給付額の特例)

- 2 令和2年度においては、第4条第2号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。

- 3 令和2年度においては、第4条第3号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額を給付する。

(令和2年度における給付の方法等の特例)

- 4 令和2年度においては、第9条第3項の「校長」を「校長又は群馬県」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(令和2年度における定義の特例)

2 令和2年度においては、第2条第3項の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日付2文科初第393号通知）」を「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日付2文科初第393号通知）及び令和2年度高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。

（令和2年度における給付額の特例）

3 令和2年6月25日施行附則第2項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

4 令和2年6月25日施行附則第3項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額（7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額）及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

5 前2項の別途定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。

（1）通信制以外の高校生等一人当たり 26,100円

（2）通信制の高校生等一人当たり 12,000円

（3）当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、二人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の、通信制以外の高等学校等に通う高校生等一人当たり 12,000円

（注）通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て（2）の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て（3）の単価を用いる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

1 給付資格

(1) 給付対象世帯の区分

世帯区分は、次のとおりとする。ただし、認定に当たっての基準日である当該年度の7月1日（7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯については、家計急変の発生した月の翌月（家計が急変した日が1日である場合は、家計が急変した月）の1日とし、秋入学等7月以降に入学することが定められている高等学校等に、7月以降に入学した高校生等のいる申請者については、教育長が別に定める日とする。以下「基準日」という。）現在、保護者等が群馬県内に住所を有する世帯に限る。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が基準日現在、措置されている世帯をいう。

イ 非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

ウ 家計急変による非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯をいう。

（イに該当する場合を除く。）

(2) 対象高校生等の範囲

第2条第7号の高校生等のうち、基準日現在、高等学校等に在学している者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者

イ 基準日現在、休学している者（ただし、短期間の休学等であって、校長が進級できると判断した者を除く。）

(3) 給付要件

世帯の区分ごとの要件は、次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面により証明されていること。

イ 非課税世帯（ウに該当する場合を除く。）

① 当該年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円であること。

※実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証

明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

② 生業扶助が措置されていないことを誓約していること。

ウ 非課税世帯であって、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

① 基準日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子を2人以上扶養している世帯であって、高校生等のいる世帯であること。

② イ①及び②に同じ。

エ 家計急変による非課税相当世帯（オに該当する場合を除く。）

① 家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、保護者等全員の年収見込額が以下のとおりであること。

| 扶養親族等の人数 | 年収見込 |
|--------------------|--------------|
| 扶養親族等なし | 1,000,000円以下 |
| 扶養親族等1人（寡婦又は寡夫を除く） | 1,704,000円未満 |
| 扶養親族等1人（寡婦又は寡夫） | 2,044,000円未満 |
| 扶養親族等2人 | 2,216,000円未満 |
| 扶養親族等3人 | 2,716,000円未満 |
| 扶養親族等4人 | 3,216,000円未満 |

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

② 生業扶助が措置されていないことを誓約していること。

オ 家計急変による非課税相当世帯であって、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

① 基準日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子を2人以上扶養している世帯であって、高校生等のいる世帯であること。

② エ①及び②に同じ。

2 証明書类等

(1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護受給証明書（生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの）

イ 申請者名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類の写し（申請者以外の者（校長を除く。）を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類の写し）

※ 金融機関預貯金口座が確認できる書類の写しは、金融機関名、金融機関本支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるものとする。

ウ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合は、委任状（別紙様式第5号の1又は同号の2）

(2) 非課税世帯（(3)に該当する場合を除く。）

ア 保護者等全員の当該年度の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされていないもの）、特別徴収税額決定通知書の写し、納税通知書の写しのいずれか1つ

イ (1)イ及びウに同じ。

ウ 保護者等全員と高校生等の表示及び続柄の表示がある住民票（保護者等の一方が別世帯の場合は、同一世帯の保護者等のみの表示があれば良い。）

(3) 非課税世帯のうち、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

ア (2)ア及びイに同じ。

イ 保護者等全員と高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の表示及び続柄の表示がある住民票（保護者等の一方が別世帯の場合は、同一世帯の保護者等のみの表示があれば良い。）

ウ 高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄又は姉（通信制に通う弟又は妹を含む。）の健康保険証の写し

エ 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹のうち、通信制に通う兄又は妹がいる場合は、その者の在学証明書

(4) 家計急変による非課税相当世帯（(5)に該当する場合を除く。）

ア (2)に同じ。

イ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等）

ウ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類
（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

(5) 家計急変による非課税相当世帯のうち、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

ア (3)に同じ。

イ (4)イ及びウに同じ。